

## むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成20年 9月12日制定

平成23年 9月 9日一部改正

平成29年 9月 6日一部改正

令和 2年 2月19日一部改正

令和 2年 9月15日一部改正

令和 4年11月18日一部改正

令和 6年12月13日一部改正

### (設置)

第1条 この要綱は、むつ市における地域需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定による地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 市の地域交通施策の推進に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又は当該事業者で組織する団体の代表者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者
- (6) 第2号及び第3号に掲げる事業者の事業用自動車の運転者で組織する団体の代表者

3 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者  
ア 道路管理者又はその指名する者

イ 公安委員会の代表者

- (2) 学識経験を有する者その他協議会の運営上、市長が必要と認める者  
(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は第3条第2項第1号の者を充て、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 協議会の議決を要する事項については、出席委員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決することとする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。
- 7 会長は、緊急の必要があり会議を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるときは、書面にて協議することができる。

(分科会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、必要に応じ分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、関係する事業者及びその組織する団体、協議の対象となる当該地区の関係者その他会長が必要と認める者をもって構成する。

(運賃協議分科会)

第7条 会長は、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等について協議するため、むつ市運賃協議分科会（以下、「運賃協議分科会」という。）を設置することができる。

- 2 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、むつ市の公共交通政策に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。